

○ 土壤汚染対策法施行令及び宅地建物取引業法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文  
 ○ 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（抄） （第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第一百号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一 三十 （略）</p> <p>三十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条の十九第一項及</p>	<p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第一百号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一 三十 （略）</p> <p>三十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条の十九第一項が</p>

び第三項

三十二 土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号

）第九条並びに第十二条第一項及び第三項

三十三・三十四 （略）

2・3 （略）

ら第三項まで

三十二 土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号

）第九条第一項から第三項まで

三十三・三十四 （略）

2・3 （略）